

# 朝霞市障害者プラン

(案)

平成 18 年 12 月



# 目 次

第1章 計画の基本的考え方 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の理念 .....	1
3 計画の位置付け .....	2
4 計画の期間 .....	2
第2章 障害者等の状況 .....	3
1 市の概要 .....	3
（1）沿革 .....	3
（2）人口・世帯の動向 .....	4
2 障害者等の状況 .....	7
（1）身体障害者 .....	7
（2）知的障害者 .....	9
（3）精神障害者 .....	9
（3）精神障害者 .....	10
（4）難病患者 .....	11
3 障害者等のニーズ .....	12
（1）障害者福祉に関するアンケート .....	12
（2）障害者関係団体ヒアリング .....	14
第3章 計画の目標 .....	15
第4章 施策内容 .....	19
1 共生社会の形成を促進する .....	19
（1）ノーマライゼーションの推進 .....	19
（2）障害者等への理解の促進 .....	24
2 地域での自立生活を支える .....	26
（1）地域生活支援の充実 .....	26
（2）社会参加の促進 .....	29
（3）福祉サービスの充実 .....	33
3 安心して暮らせる保健・医療を充実する .....	37
（1）保健・医療サービスの充実 .....	37
4 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する .....	40
（1）保育・教育の充実 .....	40

5	地域での自立生活を支える就労の場をつくる .....	43
( 1 )	就労の促進 .....	43
6	安全安心で、快適なまちをつくる .....	45
( 1 )	福祉のまちづくりの推進 .....	45
( 2 )	防災・防犯体制の充実 .....	49
<b>第5章</b>	<b>計画の推進 .....</b>	<b>53</b>
( 1 )	推進体制の確立 .....	53
( 2 )	計画の評価と見直し .....	53
( 3 )	広域連携等 .....	53
( 4 )	市民等との協働 .....	53

# 第 1 章 計画の基本的考え方



# 第 1 章 計画の基本的考え方

---

## 1 計画策定の趣旨

朝霞市では、平成 15 年 3 月に「朝霞市障害者プラン」(障害者基本法に基づく市町村障害者計画)を策定し、「一人ひとりの生き方を最大限尊重できる共生社会をつくる」ことを目指して障害者施策を推進してきました。この計画は平成 19 年度を目標年度としていましたが、障害者自立支援法の施行に伴って計画内容を見直す必要が生じたため、計画期間を 1 年残して改定します。

また、障害者自立支援法の施行に伴って、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、確保のための方策などを定める「朝霞市障害福祉計画」を策定することが義務付けられたため、この計画と調和を図ります。

## 2 計画の理念

一人ひとりを大切にしながら共に生きる社会を目指して

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に個性を尊重し支えあう共生社会づくりを進めます。

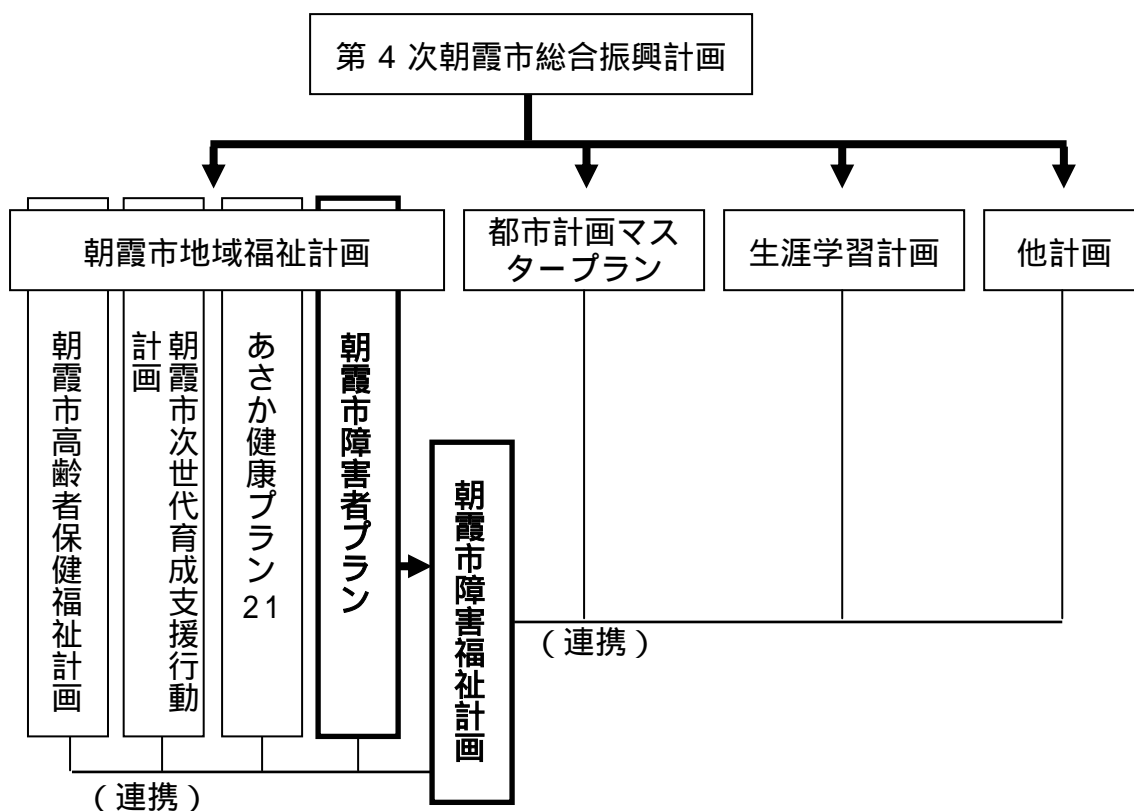
具体的には、障害のある人の人権が尊重され、自己選択と自己決定のもとに、社会に参加し、責任を分担するしくみを創造します。

このため、参加を制約している要因を除去し、あらゆる分野の活動に参加できるよう施策を推進します。

これはまた、社会の活力を維持するうえでも重要です。

### 3 計画の位置付け

本計画は、市の基本となる計画である「第4次朝霞市総合振興計画（目標：平成27年度）」及び分野別のマスタープランである「地域福祉計画（目標：平成22年度）」をふまえて策定するものです。地域福祉計画は、障害者プランのほか、次世代育成支援行動計画、高齢者保健福祉計画を含め、福祉分野の基本計画として策定されているものです。



### 4 計画の期間

朝霞市障害者プランは、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標とする5か年計画です。



## 第2章 障害者等の状況



## 第 2 章 障害者等の状況

---

### 1 市の概要

#### ( 1 ) 沿革

朝霞市は、都心から 20 k m 圏の位置にあり、県南西部地域の最南部に位置し、東京都、志木市、和光市、新座市、荒川を隔ててさいたま市、戸田市と接しています。

市の歴史は古く、江戸時代には川越街道の宿場町として栄え、その後周辺地域との合併を経て、昭和 42 年に市制が施行され、朝霞市が誕生しました。

市の中央部を東武東上線、地下鉄有楽町線が南北に、J R 武蔵野線が東西に走り、都心、県央地域を結ぶ結節点に位置しています。

また、道路網では、国道 254 号（川越街道）が市の南部を、東京外かく環状道路が市の東部隣接部を通り、関越自動車道、東北自動車道など高速道路との連絡も容易な好立地条件にあります。

都心、県央部へのアクセスの良さなど立地条件に恵まれていることから、都市化が進み、平成 2 年には 10 万都市の仲間入りを果たすなど首都圏の住宅都市として順調に発展を続けてきました。

現在でも、土地区画整理事業をはじめ、道路・公園の整備や公共施設の整備など、良好な市街地の形成を目指し、さまざまな面からまちづくりが進められています。

一方、市内には、荒川、新河岸川、黒目川、越戸川の 4 つの河川が流れ、美しい自然と武蔵野の面影が残る、緑豊かなまちでもあります。

## (2) 人口・世帯の動向

### 人口の推移

本市の人口(外国人を含む総人口)は、平成18年4月1日現在で124,851人、世帯数は55,206世帯となっています。

人口の推移をみると、首都圏の拡大や都市化の進展に伴い、昭和30年代以降、急速に人口が増加しました。首都圏への人口流入傾向や住宅都市としての立地条件の向上などから、今後も人口は増加傾向で推移すると予想されます。

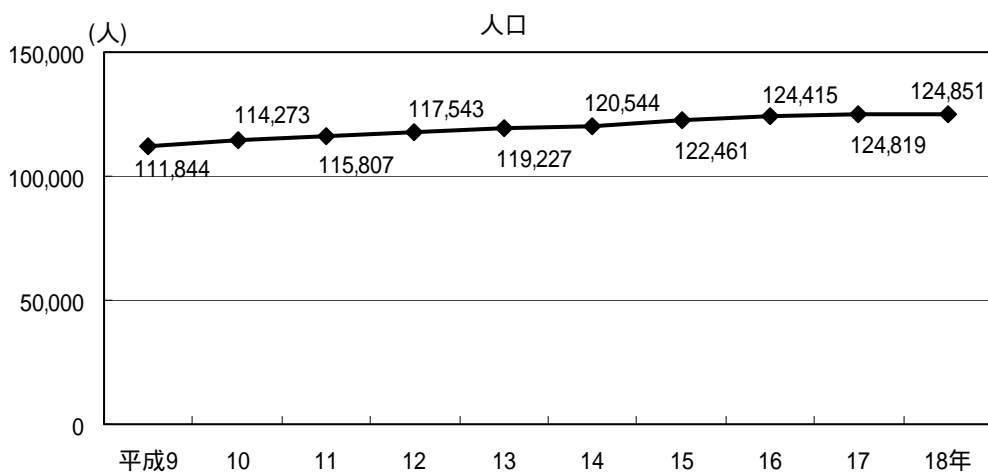
また、核家族世帯の割合が高いことから、一世帯当りの人員は2.26人と、埼玉県平均(2.56人、住民基本台帳)を下回っています。

### 人口・世帯の推移

単位：人、世帯、人/世帯

区分	人口			世帯数	世帯人員
	総数	男	女		
平成9年	111,844	58,184	53,660	46,519	2.40
10	114,273	59,520	54,753	47,989	2.38
11	115,807	60,247	55,560	48,940	2.37
12	117,543	61,097	56,446	50,062	2.35
13	119,227	61,722	57,505	50,910	2.34
14	120,544	62,304	58,240	51,873	2.32
15	122,461	63,360	59,101	53,190	2.30
16	124,415	64,266	60,149	54,434	2.29
17	124,819	64,397	60,422	54,938	2.27
18	124,851	64,299	60,552	55,206	2.26

資料：市民課、各年4月1日



## 年齢別人口構成

人口の構成比をみると、平成17年10月1日(国勢調査)現在、年少人口(14歳以下)が15.0%、生産年齢人口(15~64歳)が70.5%、高齢者人口(65歳以上)が13.6%となっています。

高齢者人口の比率は、埼玉県平均(16.4%)、全国平均(20.1%)と比べると低くなっています。ただし、県内の他市同様、高齢者人口は年々増加しており、着実に高齢化が進行しています。

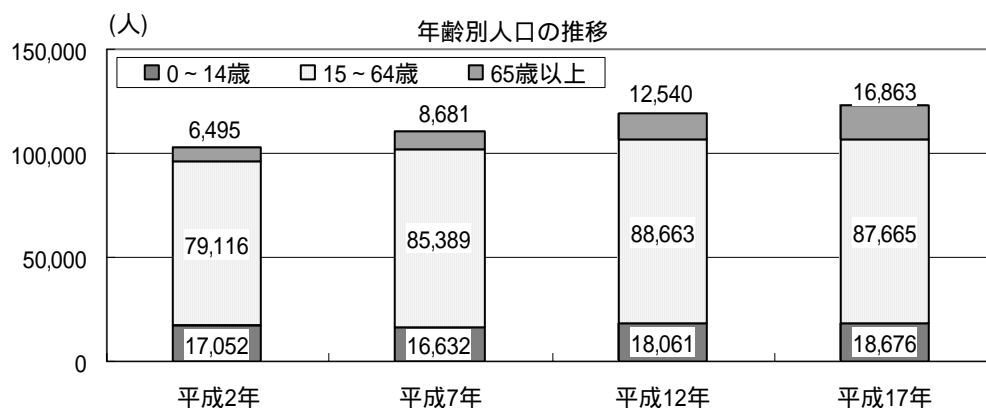
### 年齢別人口構成

単位：人、%

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
0~14歳 (年少人口)	17,052	16.5	16,632	15.0	18,061	15.1	18,676	15.0
15~64歳 (生産年齢人口)	79,116	76.4	85,389	77.1	88,663	74.1	87,665	70.5
65歳以上 (高齢者人口)	6,495	6.3	8,681	7.8	12,540	10.5	16,863	13.6
総人口	103,617	100.0	110,789	100.0	119,712	100.0	124,393	100.0

資料：国勢調査、各年10月1日

年齢不詳があるため、年齢別人口を合計しても総人口にならない。



## 人口動態

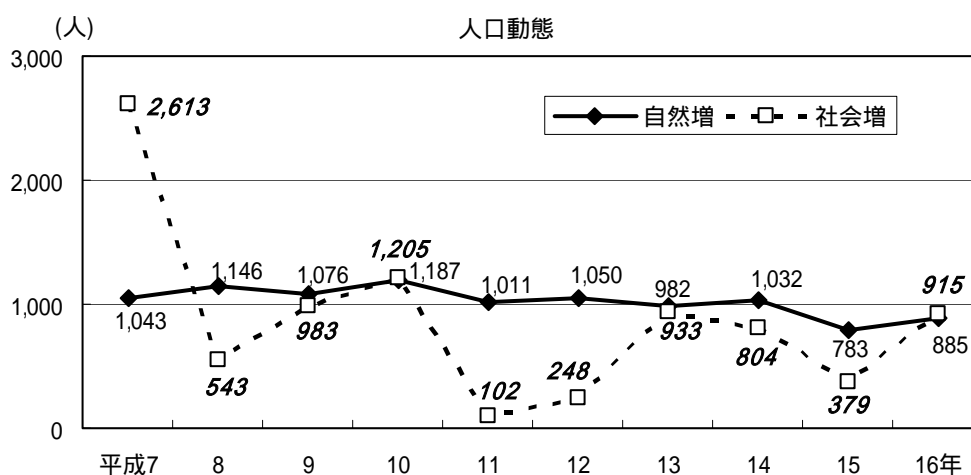
平成 16 年の人口動態は、自然増が 885 人、社会増が 915 人となっており、合計で 1,800 人の増加となっています。

人口動態の推移をみると、昭和 50 年代に転出超過傾向を示した社会動態は、昭和 60 年代に入ると転入超過に転じ、以降は基本的に転入が転出を上回っています。ただし、転出人口も多く、住宅都市によくみられる人口移動が激しくなっています。

人口動態 単位：人

年次	自然増	社会増
平成7年	1,043	2,613
8	1,146	543
9	1,076	983
10	1,187	1,205
11	1,011	102
12	1,050	248
13	982	933
14	1,032	804
15	783	379
16	885	915

資料：企画課、外国人を含む



## 2 障害者等の状況

### (1) 身体障害者

身体障害のある人の数（身体障害者手帳所持者）は、平成18年3月末現在2,828人で、総人口に占める割合は、2.3%となっています。

障害の程度別にみると、1級が905人（32.0%）で最も多く、次いで4級が647人（22.9%）、3級が453人（16.0%）、2級が452人（16.0%）の順で、年々障害の重い人の割合が増加しています。

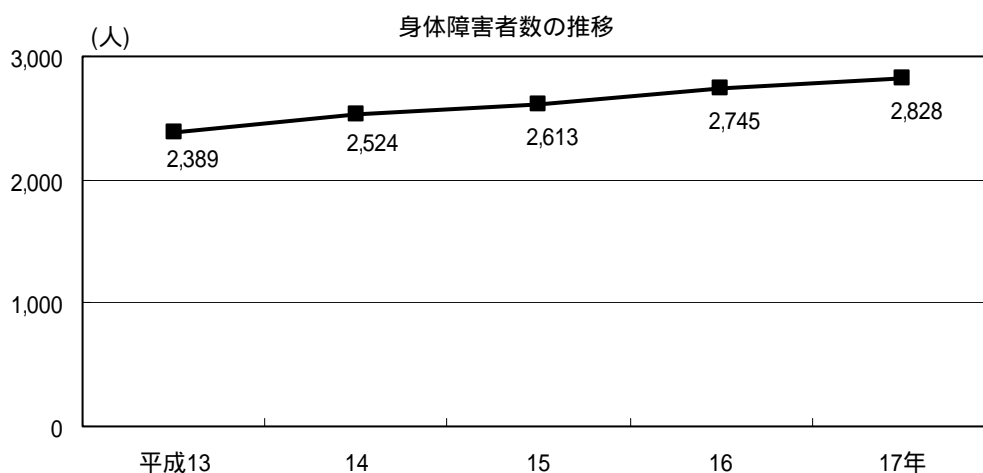
障害別（重複障害も含む）では、肢体不自由が56.7%と最も多く、以下、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸機能、小腸、免疫）が26.0%、聴覚・平衡感覚障害8.1%、視覚障害7.9%、音声・言語機能障害1.4%です。

障害程度別身体障害者数の推移

単位：人

区 分	13年	14年	15年	16年	17年
1 級	714	795	825	868	905
2 級	406	421	414	441	452
3 級	383	389	413	436	453
4 級	537	562	600	623	647
5 級	205	209	210	217	207
6 級	144	148	151	160	164
合 計	2,389	2,524	2,613	2,745	2,828

資料：福祉課、各年度末



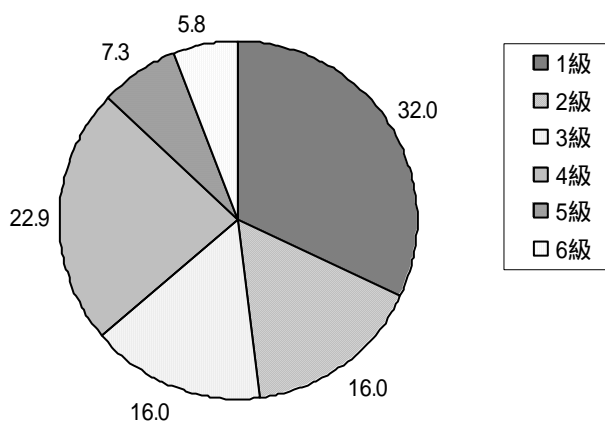
### 障害程度別身体障害者数の内訳

単位：人、%

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	内18歳未満	内18歳以上
人数	905	452	453	647	207	164	2,828	65	2,763
構成比	32.0	16.0	16.0	22.9	7.3	5.8	100.0	2.3	97.7

資料：福祉課、平成17年度末現在

身体障害者の等級別割合 (%)



### 障害種別身体障害者数の推移

単位：人

区分	13年	14年	15年	16年	17年
視覚	205	209	214	224	222
聴覚・平衡	209	216	217	230	228
音声・言語	28	30	31	35	39
肢体不自由	1,337	1,417	1,478	1,549	1,604
心臓	284	300	305	331	346
腎臓	167	188	199	209	221
呼吸器	66	67	67	65	61
膀胱・直腸	92	95	100	98	102
小腸	1	1	0	1	1
免疫	0	1	2	3	4
合計	2,389	2,524	2,613	2,745	2,828

資料：福祉課、各年度末

### 障害種別身体障害者数の内訳

単位：人、%

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	免疫	合計
人数	222	228	39	1,604	346	221	61	102	1	4	2,828
構成比	7.9	8.1	1.4	56.7	12.2	7.8	2.2	3.6	0.0	0.1	100.0

資料：福祉課、平成17年度末



## ( 2 ) 知的障害者

知的障害のある人の数（療育手帳所持者）は、平成 18 年 3 月末現在 396 人で、総人口に占める割合は、0.3%となっています。

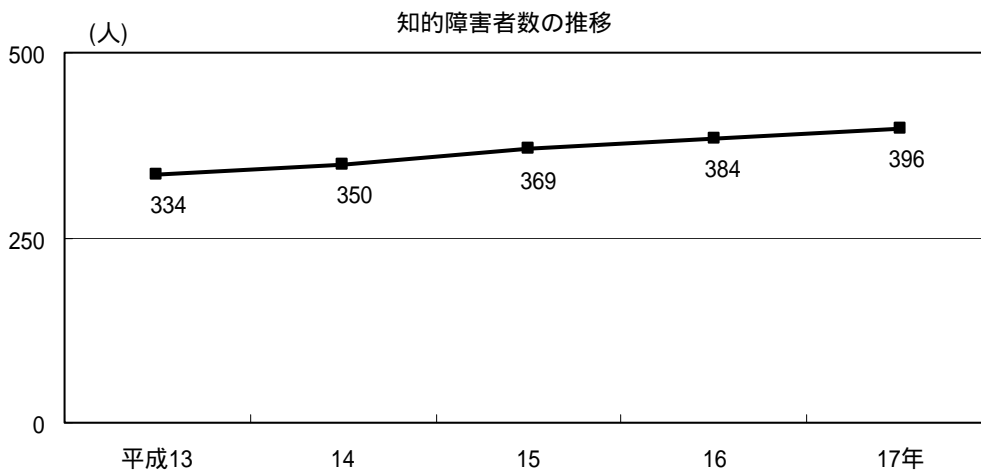
障害の程度別では、(A)(最重度) 91 人、A (重度) 116 人、B (中度) 130 人、C (軽度) 59 人となっています。

障害程度別知的障害者数の推移

単位：人

区分	13年	14年	15年	16年	17年
(A)	80	87	86	90	91
A	98	98	108	108	116
B	110	115	121	130	130
C	46	50	54	56	59
合計	334	350	369	384	396

資料：福祉課、各年度末



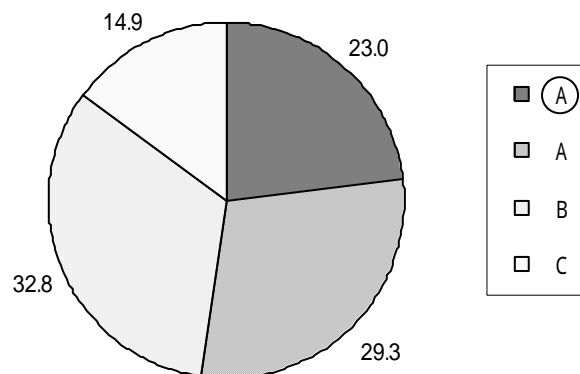
障害程度別知的障害者数の内訳

単位：人、%

区分	(A)	A	B	C	合計	内18歳未満	内18歳以上
人数	91	116	130	59	396	138	258
構成比	23.0	29.3	32.8	14.9	100.0	34.8	65.2

資料：福祉課、平成17年度末

知的障害者の等級別割合 (%)



### ( 3 ) 精神障害者

精神障害のある人は、統合失調症（精神分裂病）精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する人です。

人口 1,000 人あたり 21 人の患者数が推計されており（厚生労働省「患者調査」平成 14 年より厚生労働省障害保健福祉部で作成）本市にあてはめると 2,635 人（平成 18 年 9 月 1 日現在）の患者数となります。

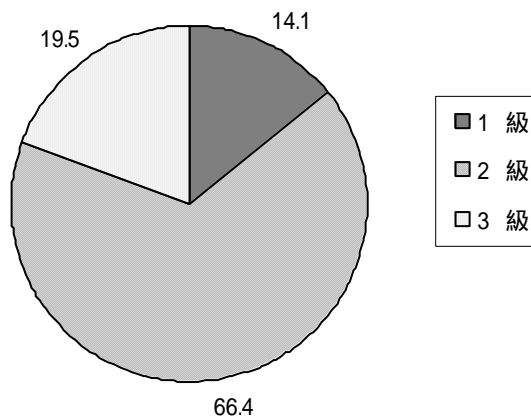
また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 220 人、通院医療費公費負担制度の利用者は 921 人となっています（ともに平成 17 年度末）。

障害程度別精神障害者数の内訳 単位：人、%

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
人 数	31	146	43	220
構成比	14.1	66.4	19.5	100.0

資料：福祉課

精神障害者の等級別割合 (%)



障害別精神障害者数の内訳

単位：人

区 分	統合失調症（精神分裂病）	そううつ病	神経症	中毒性精神病	気質性精神病	その他	てんかん	合 計
外 来	216	328	122	24	31	126	74	921

資料：福祉課

外来は、通院医療費公費負担制度の利用者。

## (4) 難病患者

難病(指定疾患)のうち、特定疾患で治療している人については、保険診療自己負担分の一部を公費負担する特定疾患医療給付制度があります。平成18年3月末における同制度の利用者数は482人(平成15年3月末で459人)で、そのうち、小児慢性特定疾患医療給付制度の利用者数は110人(平成15年3月末で148人)となっています。

### 指定疾患別医療給付者数

01	ベーチェット病	28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)
02	多発性硬化症	29	膿疱性乾癬
03	重症筋無力症	30	広範脊柱管狭窄症
04	全身性エリテマトーデス	31	原発性胆汁性肝硬変
05	スモン	32	重症急性膵炎
06	再生不良性貧血	33	特発性大腿骨頭壊死症
07	サルコイドーシス	34	混合性結合組織病
08	筋萎縮性側索硬化症	35	原発性免疫不全症候群
09	強皮症/皮膚筋炎及び多発性筋炎	36	特発性間質性肺炎
10	特発性血小板減少性紫斑病	37	網膜色素変性症
11	結節性動脈周囲炎	38	プリオン病
12	潰瘍性大腸炎	39	原発性肺高血圧症
13	大動脈炎症候群	40	神経線維腫症 型/神経線維腫症 II 型
14	ピュルガー病(バージャー病)	41	亜急性硬化性全脳炎
15	天疱瘡	42	バット・キアリ(Budd-Chiari)症候群
16	脊髄小脳変性症	43	特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)
17	クローン病	44	ライソゾーム病
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	45	副腎白質ジストロフィー
19	悪性関節リウマチ	61	溶血性貧血
20	パーキンソン病関連疾患	62	橋本病
21	アミロイドーシス	64	突発性好酸球増多症候群
22	後縦靭帯骨化症	65	脊髄性進行筋萎縮症
23	ハンチントン病	66	脊髄空洞症
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)		
25	ウェゲナー肉芽腫症		
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症		
27	多系統萎縮症		

1～45は国、61～66は埼玉県の公費負担対象

### 3 障害者等のニーズ

「朝霞市の障害者福祉に関するアンケート」(平成18年10月)及び「朝霞市障害者プラン・朝霞市障害福祉計画策定にかかる関係団体聞き取り調査結果」(平成18年8月実施)から、障害のある人等のニーズを整理しました。

#### (1) 障害者福祉に関するアンケート

##### 総合的な障害者施策の推進

身体障害のある人については、65歳以上の高齢者が多く、介護保険制度を活用したサービス提供の比重が高まってくることから、障害者施策と介護保険制度との連携が求められます。

また、就学に当たっての支援、卒業後の支援、就労の支援など、出生から高齢期にいたる、総合的な取り組みが課題です。

##### 障害の特性に応じた対応

知的障害のある人の手帳取得時期が就学前、小学校、中学・高校といった児童期に集中しており、母子保健事業を中心とした早期発見・早期療育のシステム強化が求められています。

また、精神障害のある人の精神科受診は、20歳前後に集中しており、中学・高校生の時期からの思春期保健などの対策が必要と考えられます。

このように、障害者自立支援法により三障害の一元化が図られることとなったが、それぞれの障害の特性に応じた取り組みが重要です。

##### 自立した暮らしを支援

精神障害のある人では、単身もしくは二人の世帯が多く、特に単身者の割合が他の障害に比べて多くなっています。

介助者は、知的障害のある人で「母親」が多く、“親亡き後”の心配があるのもこの障害の特性といえます。

これらのことから、真に、自立した暮らしを支えるシステムづくりが求められています。

##### 住宅改造の支援

住宅改造への要望も少なからず有り、在宅生活をおくるために必要な住宅改造

支援が課題です。

## サービスの周知

サービスの認知度が低い(制度を知らない)状況にあります。たとえばホームヘルプサービスについては、身体障害のある人や知的障害のある人で「わからない」が約2割いることから、周知徹底が必要です。

## 精神障害者社会復帰施設の確保

精神障害のある人の社会復帰施設については、何らかの形で社会復帰のためのサービスを必要とする割合が高く、サービスの充実が必要です。地域活動支援センターをはじめとした環境整備が求められています。

## 通学と受け入れ態勢の整備

通学している障害のある人のニーズとしては、通学の支援、受け入れ態勢の整備があります。

## 就労支援の充実

就労支援としては、授産施設・作業所などに通う知的障害のある人等への支援とともに、安定した収入の確保が課題となっています。

## 市民の障害および障害のある人への理解

障害のある人への理解などについてはまだ不十分であるとする回答があり、障害のある人への理解を広めるための取り組みが、引き続き必要とされています。

特に、差別や偏見の無い地域社会をつくっていくため、「子どものときから正しい情報と交流」など、人権に関する取り組みを推進していく必要があります。

## 障害のある人も地域社会の一員として地域活動に参画

近所づきあいをはじめとしたコミュニティの振興が、防犯・防災面からも重要であり、障害のある人自身も積極的に地域活動にかかわっていく必要があります。

障害のある人自身を含め災害時への対策が十分ではないという回答結果から、災害時に障害のある人、地域、行政などが適切な行動がとれる支援体制の整備や、障害のある人が避難生活で必要とする用具、投薬、治療の確保などについての検

討も必要です。

## ( 2 ) 障害者関係団体聞き取り調査

### 基本となるサービスの確保・充実

障害のある子ども(者)の保護者の団体の場合、子どもの成長に合わせて活動内容を変化させています。サービスがメニューとしてはそろってきているものの、量的には不足している現実があり、サービス事業者の確保が重要な課題となります。保護者の心配は、“親なきあと”であり、障害のある人が安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

### きめ細かいサービスの提供

一人ひとりの障害に応じた支援が求められています。福祉の NPO 法人が設立されつつあり、このような民間によるサービスの提供を促進する必要があります。また、障害のある人への支援は、“総合的”な観点からの取り組みが必要です。

### 限られた資源の有効活用

施設から地域へ、という流れの中で、資源の配分についても、見直すことが求められています。地域の受け皿としては、グループホームやケアホームであり、特にケアホームの確保が重要となります。選択と集中という考え方は、障害者福祉の分野においても、限られた財源を有効に使う観点から重要です。

### 障害者団体活動の活性化

4 年前に行った朝霞市障害者プラン策定のための団体ヒアリングでは、対象団体が 6 団体であったが、今回は 12 団体と対象団体が増加しました。また、計画に対する提案、意見の内容も多岐に渡っており、当事者活動の活性化がうかがえます。

### さらなるサービスの充実

朝霞市の障害者福祉の取り組みについて、他の自治体に比べて充実しているという指摘が多く聞かれました。引き続き、共生社会を目指した障害者施策、障害者福祉の充実に取り組んでいくことが必要です。

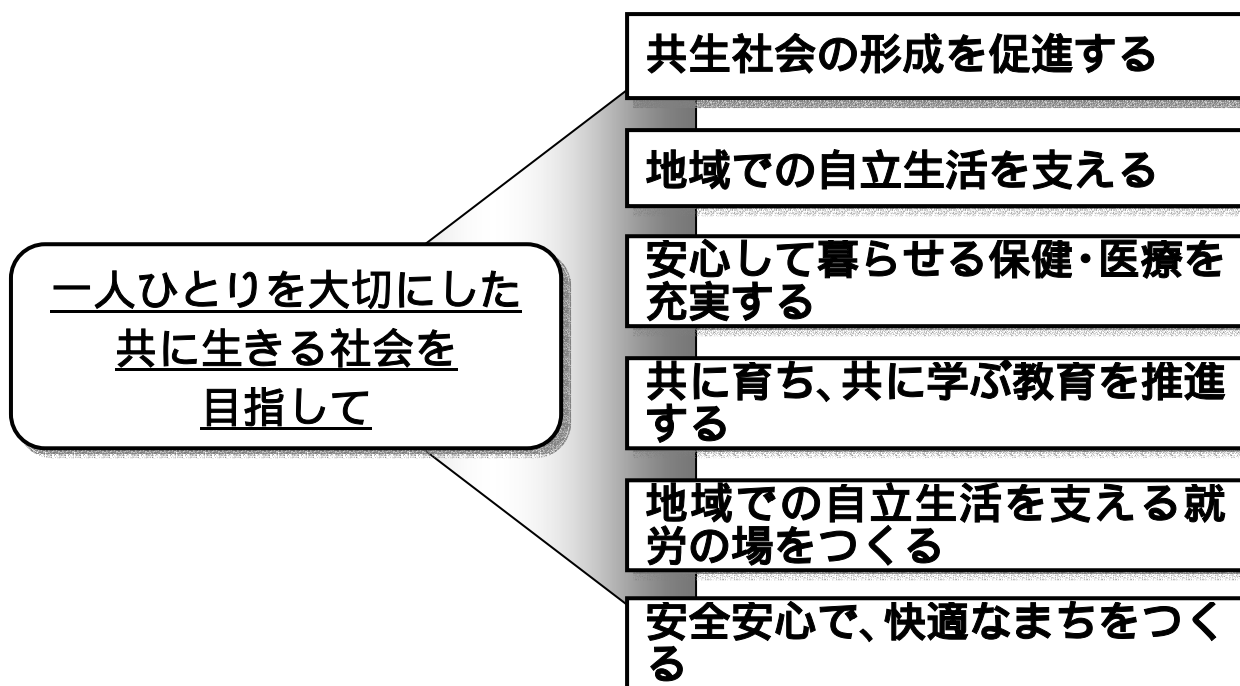
## 第3章 計画の目標





## 第 3 章 計画の目標

「一人ひとりを大切にした共に生きる社会を目指して」を計画の理念とし、以下の基本目標を位置付けます。



### 1 共生社会の形成を促進する

障害のある人への理解を広めるためには、子どもの頃から障害のある人との交流の機会を広げるほか、ボランティア活動等を通じた障害のある人との交流を進めるとともに、様々な行事・メディアを通して啓発・広報を積極的に展開することが大切です。市民へのノーマライゼーション理念の普及を図り、障害及び障害のある人についての市民の理解を深めていきます。

### 2 地域での自立生活を支える

障害のある人もない人も地域の中で共に健やかな生活を送れるように、ライフステージの各段階で、各種相談や情報提供を行うとともに、必要な保健・医療・福祉サービスが総合的に提供される体制を確立します。また、平成 18 年度から施行された障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の充実を図ります。

### 3 安心して暮らせる保健・医療を充実する

市民の健康づくりと生活習慣病を予防するため、保健指導や啓発活動の充実を図ります。また、健康診査などにより疾病の予防、早期発見に努めます。

障害のある人一人ひとりの特性や程度に応じた適切な医療サービスが受けられるよう支援します。

### 4 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

障害のある子どもそれぞれの個性や能力を伸ばす統合保育の充実を図ります。

また、障害のある人の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、障害の特性に応じたきめ細かい教育を推進します。

### 5 地域での自立生活を支える就労の場をつくる

障害のある人の就労を促進するため、民間事業者に対し広く障害のある人の雇用を働きかける一方、国や県とも連携して啓発活動を推進します。また、就労相談の充実や情報提供により、幅広い支援を行います。

### 6 安全安心で、快適なまちをつくる

障害のある人の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、駅、建築物など生活環境面での物理的な障壁の除去に努めます。

また、災害時要援護者である障害のある人を、災害や犯罪、事故から守るため、地域の防犯・防災対策の強化を図るとともに、災害や犯罪を予防する基盤づくりを推進します。

1 共生社会の形成を促進する

(1) ノーマライゼーションの推進

啓発・広報活動の推進

福祉教育の充実

ボランティア活動の促進

権利擁護の支援

(2) 障害者等への理解の促進

精神障害者・難病患者への理解促進

障害者団体の育成・交流促進

2 地域での自立生活を支える

(1) 地域生活支援の充実

相談支援体制の整備

情報提供の充実

(2) 社会参加の促進

コミュニケーション手段の充実

外出の支援

スポーツ、芸術・文化活動の充実

(3) 福祉サービスの充実

福祉基盤の整備

障害福祉サービスの充実

3 安心して暮らせる保健・医療を充実する

(1) 保健・医療サービスの充実

保健サービスの充実

医療サービスの充実

4 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

(1) 保育・教育の充実

保育の充実

教育の充実

5 地域での自立生活を支える就労の場をつくる

(1) 就労の促進

就労の促進

6 安全安心で、快適なまちをつくる

(1) 福祉のまちづくりの推進

総合的なまちづくりの推進

歩行空間の整備

公共施設・建築物の整備

住宅環境の整備

(2) 防災・防犯体制の充実

防災体制の整備

防犯体制の整備



## 第 4 章 施策内容



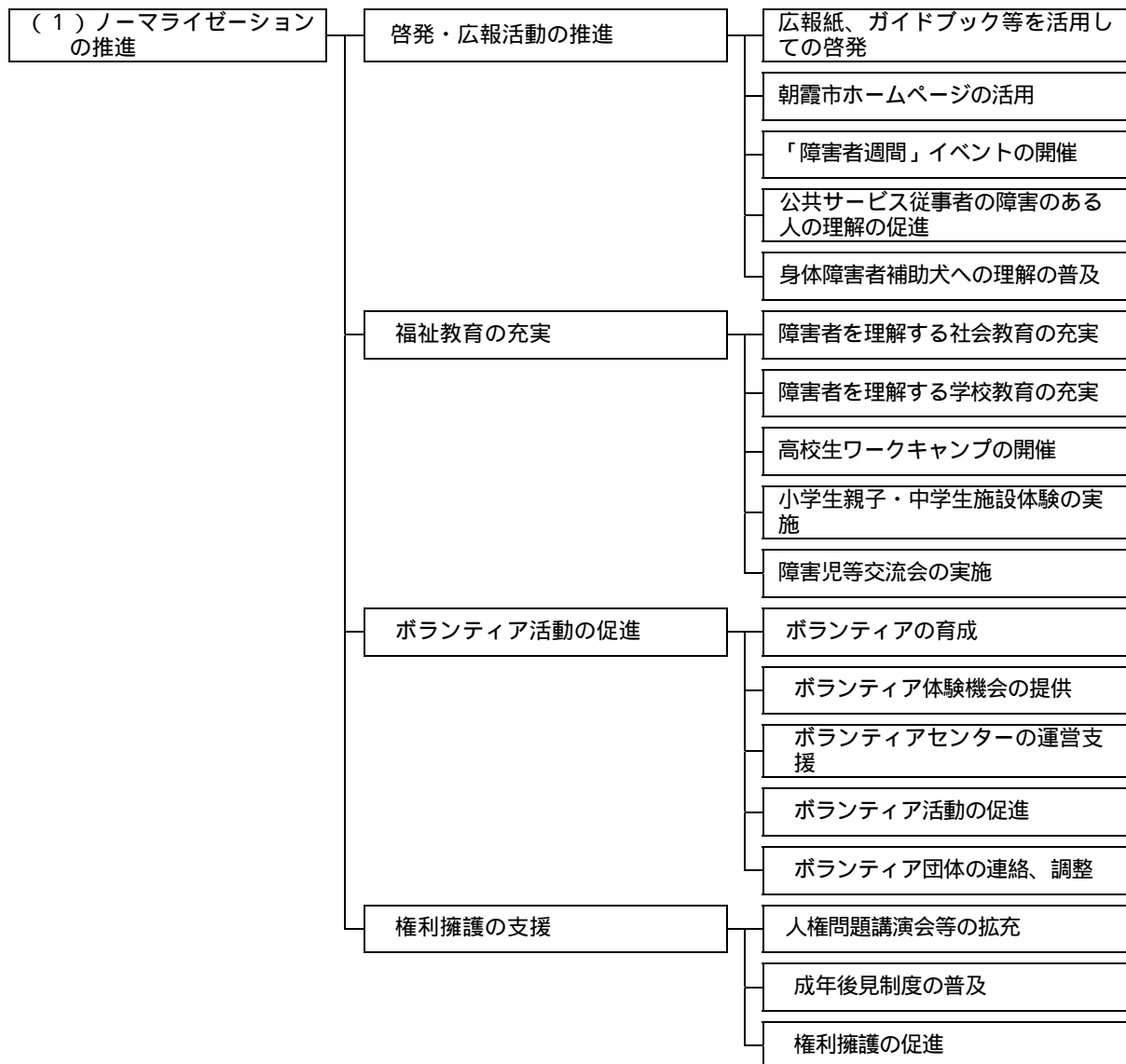
# 第 4 章 施策内容

## 1 共生社会の形成を促進する

### (基本目標)

障害のある人への理解を広めるためには、子どもの頃から障害のある人との交流の機会を広げるほか、ボランティア活動等を通じた障害のある人との交流を進めるとともに、様々な行事・メディアを通して啓発・広報を積極的に展開することが大切です。市民へのノーマライゼーション理念の普及を図り、障害及び障害のある人についての市民の理解を深めていきます。

### (1) ノーマライゼーションの推進



## 啓発・広報の推進

障害のある人となない人が同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方は、徐々に浸透してきていますが、現実には、まだ多くの偏見や差別が存在しています。

このため、障害のある人に対する心の障壁（バリア）を取り除くため、広報紙やガイドブックの作成・配布などを通じて啓発・広報活動を行います。

### 広報紙、ガイドブック等を活用しての啓発

「広報あさか」「社協あさか」などの発行を通じて、最新の福祉情報をはじめとする各種情報を提供するとともに、記事掲載を通じて、障害のある人への理解の促進や、広報・啓発を充実します。

また、ホームページを活用した情報提供に努めます。

### 朝霞市ホームページの活用

インターネットを利用する人が増加していることから、情報提供手段としてホームページの活用を図ります。また、音声読み上げ対応をはじめとしたアクセシビリティの向上にさらに努めます。

### 「障害者週間」イベントの開催

障害のある人への理解を深めるため、啓発事業を実施します。

### 公共サービス従事者の障害のある人の理解の促進

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種公共サービス従事者の障害のある人に関する理解を深めるため、人権問題、手話、疑似体験などの各種研修や庁内広報などによるPR等を行います。

### 身体障害者補助犬への理解の普及

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を伴う障害のある人が公共施設や商業施設などを利用しやすくするため、事業所等へのPRを進めます。



## 福祉教育の充実

障害のある人に対する理解を深めるため、障害者問題や福祉に関する社会教育や学校教育の充実を図ります。小・中学校などにおいては、継続的な福祉教育や交流を行い、心のバリアフリー化を図り、福祉への理解と関心を高めます。また、福祉意識の啓発や活動への参加の機会づくりを進めます。

### 障害者を理解する社会教育の充実

障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるために、社会福祉に関する講座や講演会の開催、障害の疑似体験などを行います。

### 障害者を理解する学校教育の充実

小・中学校において、子どもの発達段階に応じた計画的、継続的な福祉教育やボランティア教育の推進を図ります。

また、地域など連携した福祉教育を推進し、福祉への理解と関心を高めます。

### 高校生ワークキャンプの開催

高校生から大学生の参加によるワークキャンプを開催し、福祉体験学習の機会を提供します。

### 小学生親子・中学生施設体験の実施

小学生親子・中学生の施設体験など、福祉体験学習の機会を提供します。

### 障害児等交流会の実施

障害のある子どものふれあいの場を増やすため、障害のある子どもと地域住民との交流事業を促進します。

また、ひまわりスクール、はあとぴあパークあいこでしょ、音楽療育など、さまざまな交流機会を提供します。

## ボランティア活動の促進

ボランティアスクールや講演会の開催などを通して、ボランティア体験機会を提供するとともに、活動を通してボランティアの育成を図ります。

また、障害者福祉活動への市民の参加を促進するため、社会福祉協議会が行うボランティアセンターの運営やボランティア活動を支援します。

### ボランティアの育成

ボランティアスクールの開催により、活動へのきっかけづくりを行うとともに、点字ボランティア、音声訳ボランティア、傾聴ボランティアなど、体系的なボランティアの育成を図ります。

また、ボランティア講座の開催を通じて、ボランティアの育成や、障害者問題への理解の促進を図ります。

### ボランティア体験機会の提供

施設での体験実習などにより、市民へのボランティア体験機会を提供し、ボランティア活動を身近なものとするとともに、その活性化を図ります。

### ボランティアセンターの運営支援

地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会への支援により、ボランティアセンターの運営を支援します。

### ボランティア活動の促進

ボランティア活動の組織化を推進するとともに、ボランティア・コーディネーターなど体制を整備し、ボランティア活動の強化を進めます。

### ボランティア団体の連絡、調整

ボランティア団体の連絡体制の強化を支援するとともに、ボランティア団体相互の交流を促進します。

## 権利擁護の促進

人権に対する正しい理解と認識を広めるため、人権問題に関する講演会を実施します。

また、意思能力が十分でないため、権利を侵害されやすい精神障害のある人などが、安心して生活できるよう成年後見制度や権利擁護システムの活用を支援します。

## 人権問題講演会等の拡充

差別のない明るい社会の実現を目指し、人権問題についての理解を広めるため、市民を対象とした講演会や公民館講座を開催します。

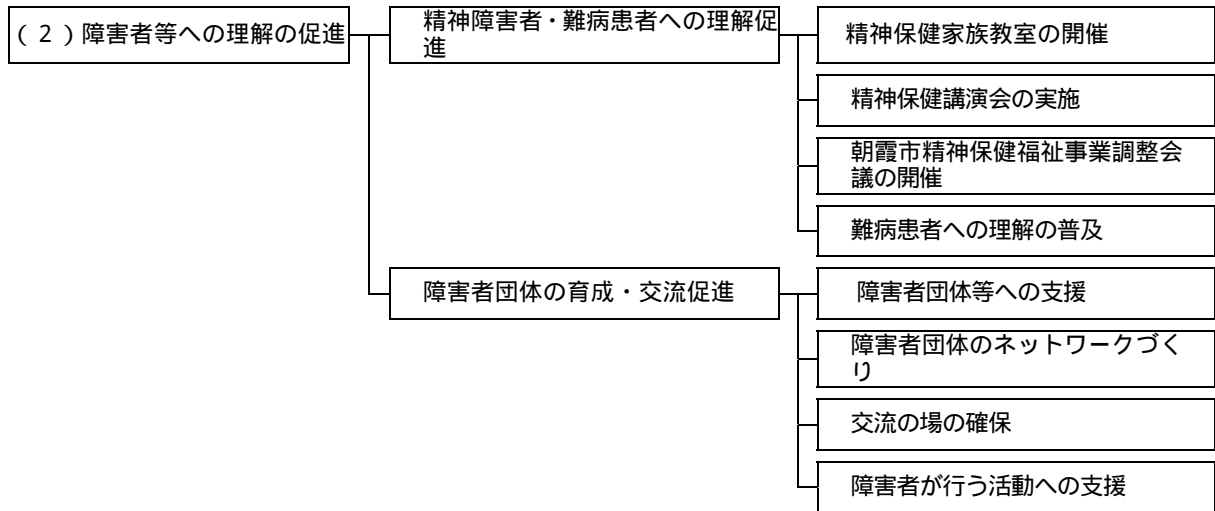
## 成年後見制度の普及

障害のある人の権利擁護や権利行使の援助などを支援するため、国や県と連携し、成年後見制度の普及と利用促進を図ります。

## 権利擁護の促進

障害のある人の生活設計や生活上の諸問題について相談等を充実し、親亡き後への不安解消や権利が守られるよう、弁護士等専門家との連携を図るとともに、埼玉県社会福祉協議会が設置している権利擁護センターの利用を支援します。

## ( 2 ) 障害者等への理解の促進



### 精神障害者・難病患者への理解促進

精神保健に関する講演会の開催などにより、精神障害に対する正しい知識を広め、精神保健思想の啓発を行うとともに、関係団体への支援を行い、社会復帰の促進を図ります。また、難病患者への理解促進に努めます。

#### 精神保健家族教室の開催

精神障害のある人を抱える家族に対して、精神保健に関する正しい知識の普及を図り、再発予防と家族の心の健康の保持を図ります。4市共同で行っている講演会の充実を図ります。

#### 精神保健講演会の実施

ライフステージにおける「こころの健康づくり」を普及する講演会を開催します。

#### 朝霞市精神保健福祉事業調整会議の開催

精神障害のある人が地域の中で暮らせる地域づくりをめざし、保健と福祉の連絡調整を図るための、「朝霞市精神保健福祉事業調整会議」を開催します。

#### 難病患者への理解の普及

難病に対する市民の理解を広めるためPRなどに努めます。

## 障害者団体の育成・交流促進

障害のある人やその家族に対する一般の理解はまだ十分なものではなく、日常生活や社会参加をしていく上で大きなハンデが存在しています。

このため、障害のある人やその家族、障害者団体の活動に対する支援を実施するとともに、組織化や団体間の交流活動を促進します。また、障害者団体の育成やネットワークづくりを通して、障害のある人や家族が外に出やすい環境づくりを進めます。

### 障害者団体等への支援

障害のある人の社会参加を進めるため、障害者団体の活動に対する支援を行い、組織の強化を図ります。

### 障害者団体のネットワークづくり

障害者団体の連携を図るなど、自主運営している朝霞市障害者団体協議会の活動を支援し、ネットワークづくりを促進します。

### 交流の場の確保

障害のある人もない人も、相互の交流を促進するため、総合福祉センターの交流スペース、その他公共施設の利用促進を図ります。

### 障害者が行う活動への支援

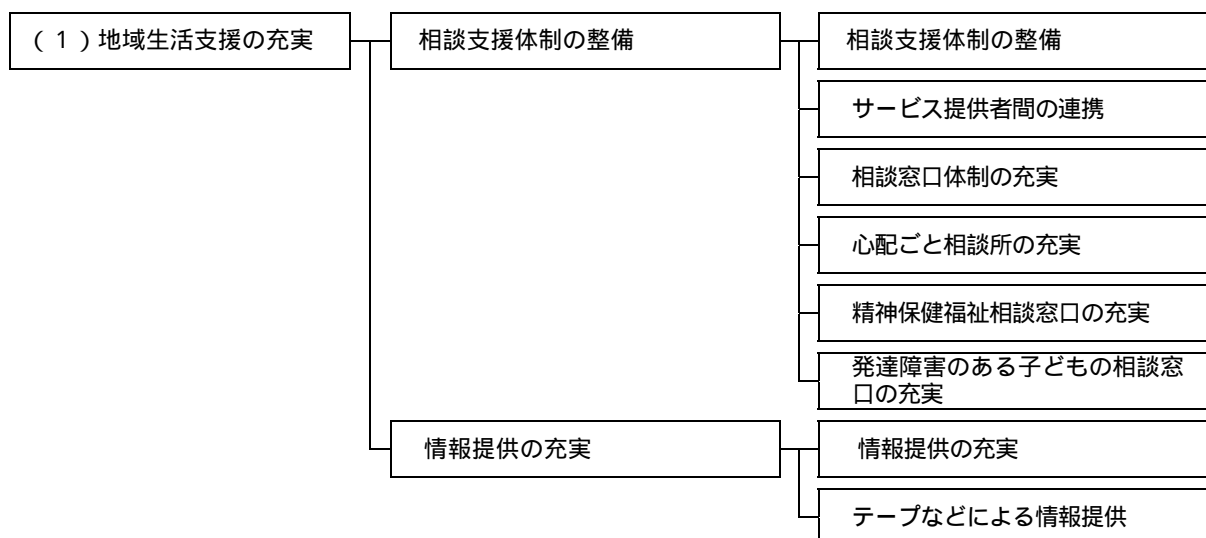
障害のある人の地域福祉活動や行事活動に対し、助成（地域福祉活動振興事業費補助金）を行います。

## 2 地域での自立生活を支える

### (基本目標)

障害のある人もない人も地域の中で共に健やかな生活を送れるように、ライフステージの各段階で、各種相談や情報提供を行うとともに、必要な保健・医療・福祉サービスが総合的に提供される体制を確立します。また、平成18年度から施行された障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の充実を図ります。

### (1) 地域生活支援の充実



#### 相談支援体制の整備

障害のある人等に対する相談支援体制の整備を進めるとともに、サービス提供者間の連携強化を図ります。

生涯各期（ライフステージ）の節目や日常生活のあらゆる場面でも、多くの戸惑いや悩みがあり、また、障害が生じたときの本人や家族の不安は大きなものです。これらの不安や悩みの解決に向けて、総合的な相談体制の確立を図ります。

#### 相談支援体制の整備

地域生活支援事業として朝霞地区福祉会が行う相談事業の充実を図るとともに、障害福祉相談員による相談の充実を図ります。また、既存福祉施設等における相談機能の充実により、相談ネットワークの形成を図り、障害のある人一人ひとりに応じた一貫した相談支援体制の確立に努めます。

## サービス提供者間の連携

サービス提供者間の連携を密にし、適切なサービスが提供できるしくみづくりを進めます。

## 相談窓口体制の充実

民生児童委員が行う相談活動をはじめとして、行政相談や法律相談、人権相談、女性総合相談、消費生活相談など、身近な相談体制の充実を図ります。

また、相談内容の多様化に対応し、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。

## 心配ごと相談所の充実

日常生活上のあらゆる相談に広く応じ、適切な助言や援助を行い、その福祉を図るために設置されている心配ごと相談所において、各種相談に対処します。

## 精神保健福祉相談窓口の充実

精神科医、臨床心理士などによる精神障害のある人の専門相談の充実を図ります。

## 発達障害のある子どもの相談窓口の充実

小児科、臨床心理士などにより、発達障害のある子どもの専門相談の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化するなど、支援を充実します。

## 情報提供の充実

障害のある人の情報収集には大きなハンデがあります。パソコンやインターネットなどICT（情報技術）の進展により、日常生活のみならず、社会参加の場面においても、情報化への対応が重要となっています。

このため、広報紙やガイドブックなどによる情報提供の充実を図るとともに、障害に応じた情報提供の充実を図ります。

## 情報提供の充実

広報紙やガイドブック、インターネットを活用して、福祉情報をはじめとし

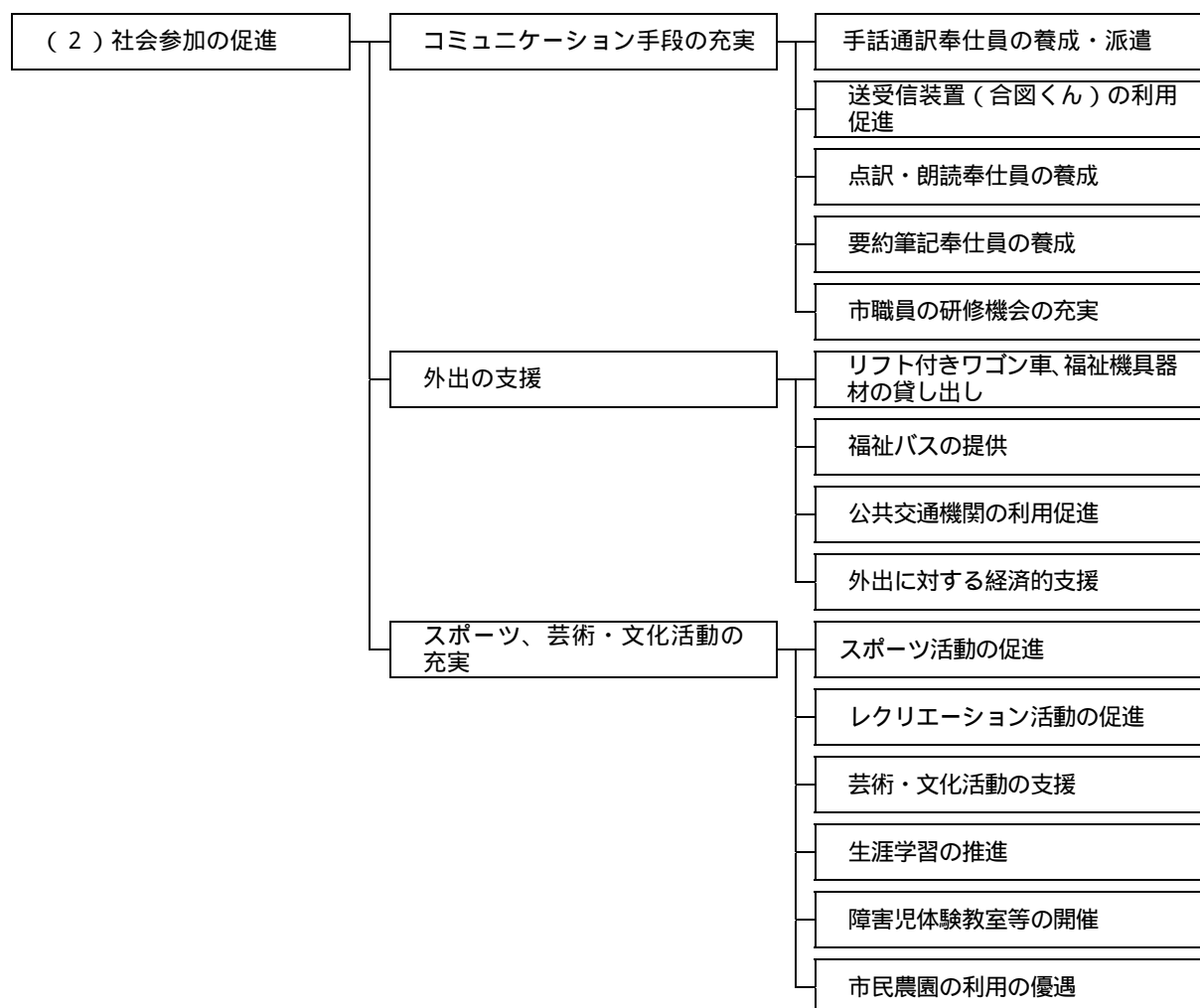
た幅広い情報提供を実施します。また、障害のある人の情報活用能力の向上を図るほか、災害時の情報伝達手段を確立するなど情報バリアフリー化を進めます。

### テープなどによる情報提供

視覚障害のある人に対し、広報あさか音声テープ（概要版）などによる情報提供を推進します。



## ( 2 ) 社会参加の促進



### コミュニケーション手段の充実

障害のある人が地域の中で安心して生活するためには、周囲の人との円滑なコミュニケーションが不可欠です。

このため、手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員、点訳・朗読奉仕員などの養成、福祉機器の利用によるコミュニケーション手段の確保に努めます。また、市の職員研修において手話講習を実施します。

### 手話通訳奉仕員の養成・派遣

聴覚障害のある人の生活圏拡大と、コミュニケーション手段の確保のため、手話講習会を開催し、手話通訳奉仕員の養成、派遣制度を整備します。

## 送受信装置（合図くん）の利用

来訪の多い窓口に送受信装置（合図くん）を設置し、聴覚障害のある人の利便に供します。

## 点訳・朗読奉仕員の養成

点訳・朗読奉仕員の養成を図るとともに、派遣制度を整備します。

## 要約筆記奉仕員の養成

要約筆記奉仕員の養成を図るとともに、派遣制度について検討します。

## 市職員の研修機会の充実

市の職員研修メニューの中に手話講習等を盛り込み、円滑なコミュニケーションを築くよう職員の意識啓発を行います。

## 移動・外出の支援

障害のある人が生活活動範囲を拡大するためには、それぞれの障害に応じた移動手段の確保が必要となります。

障害のある人の移動や外出の利便性を高めるため、運転免許取得やタクシー利用料金の助成、リフト付き車両の貸し出しなどにより、障害のある人の移動・外出手段の確保に努めます。

## リフト付きワゴン車、福祉機具器材の貸し出し

日常生活において一時的に車いすを必要とする方などに対し、通院や旅行、レクリエーションへの参加などのための移動手段として、リフト付き車両の貸し出しを行います。

## 福祉バスの提供

障害のある人（児）団体等が更生訓練、研修等を行う場合、車いす用リフト付きバス（おおぞら号＝県事業）を提供します。また、バスを使った活動を支援するため、助成の方法などを検討します。

## 公共交通機関の利用促進

障害のある人の利便性を確保するため、駅など多数の人が利用する公共施設や交通施設のバリアフリー化を促進します。

また、路線バスのノンステップバスやワンステップバスの導入に対して補助を行います。

## 移動・外出に対する経済的支援

障害のある人の移動・外出のため、身体障害者運転免許取得費補助や身体障害者自動車改造費補助、自動車燃料費補助、福祉タクシー利用料金助成、駐輪場利用料金の減免など、経済的な支援を実施します。

## スポーツ、芸術・文化活動の充実

障害のある人の生活の質を高めるためには、スポーツや芸術・文化活動に参加し、楽しめる機会を増やすことが重要です。

このため、スポーツに親しむ機会を創るとともに、生涯学習の充実や自主学習グループへの支援により、芸術・文化活動への参加拡大を図ります。

## スポーツ活動の促進

障害のある人と家族がスポーツに親しみ、スポーツを通じた交流を図るため、朝霞市障害者スポーツ大会を開催するとともに、各種教室や各施設の有効活用などの施策を総合的、体系的に実施します。また、埼玉県障害者スポーツ大会など県等が主催するスポーツ大会への参加を促進、支援します。

## レクリエーション活動の促進

レクリエーションに親しむ機会を増やすため、各種事業を実施します。

## 芸術・文化活動の支援

芸術・文化に親しむ機会を増やすため、各種イベント等を開催するとともに、市民による自主学習グループの活動を支援し、生涯学習の充実を図ります。

## 生涯学習の推進

生涯学習を総合的、体系的に推進するため、生涯学習計画に基づいて生涯学習関連事業を充実します。なお、図書館では、障害のある人に対応したサービスを行っており、これらの充実と利用の促進を図ります。

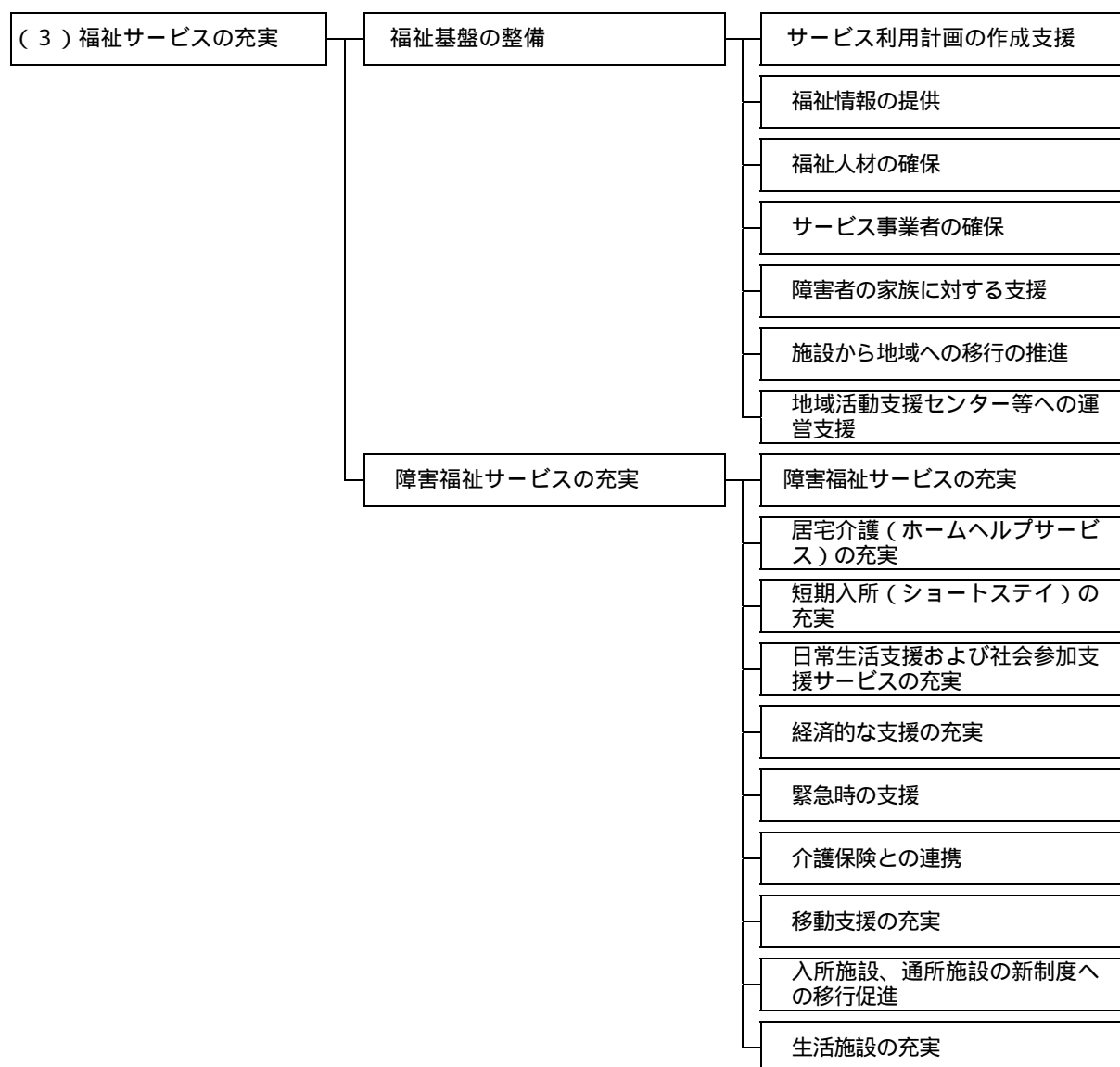
## 障害児体験教室等の開催

ものづくりやささまざまな実験など、障害のある子どもの実験、体験、工作教室を開催します。

## 市民農園の利用の優遇

植物等によるいやしや心的ストレスの解消などのため、優先利用枠を設け、障害のある人等による市民農園の利用促進を図ります。

### ( 3 ) 福祉サービスの充実



#### 福祉基盤の整備

福祉サービスの質の向上を図るため、福祉基盤の整備を推進します。  
 障害福祉サービスを提供する事業者の確保に努めるとともに、サービスの評価方法について検討を行います。

#### サービス利用計画の作成支援

サービスが適切に提供されるよう、サービス利用計画の作成を支援します。  
 また、一人ひとりの障害の状況に応じたケアマネジメントの充実を図ります。

## 福祉情報の提供

利用者の立場に立ったわかりやすい「福祉ガイドブック」等を通じて、福祉情報の提供や、相談窓口、助成制度などについて紹介し、利用の促進を図ります。また、広報紙や市のホームページなどによる情報提供の充実を進めます。

## 福祉人材の確保

福祉サービス充実のため、保健師や社会福祉士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士など、専門知識や資格を有した人材の確保に努めます。また、事業者と連携して、人材の確保・育成を図ります。

## サービス事業者の確保

必要な障害福祉サービスが提供されるよう、障害福祉サービス提供事業者の安定確保に努めるとともに、サービスの質の評価を行うための方法の確立を図ります。

## 障害者の家族に対する支援

障害のある人を抱える家族支援の充実（精神保健家族教室等）を図ります。また、障害のある人の家族会等への支援の充実を図ります。

## 施設から地域への移行の推進

障害のある人本人の意向を反映した地域への移行を支援するため、グループホームやケアホームの確保をはじめとした日中活動系サービスの拡充、地域生活支援事業として行う地域活動支援センターの整備に努めます。

## 地域活動支援センター等への運営支援

障害のある人の社会参加を促進するため、既存の心身障害者地域デイケア施設、精神障害者小規模作業所などについて地域活動支援センターなど新体系の施設への移行、運営を支援します。

## 障害福祉サービスの充実

障害のある人が地域の中で、安心してゆとりのある生活を送ることができるよう、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの充実を図ります。

また、障害のある人や高齢者などの自立の助長と社会参加促進のため、様々な活動に利用できる総合福祉センターの充実を図ります。

さらに、地域活動支援センターの運営に対する支援を行い、福祉施設を地域資源として、地域密着型の施設運営を促進します。

## 障害福祉サービスの充実

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスについて、制度のPRの徹底と制度の充実を図ります。

## 居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実

障害のある人等が家事援助及び身体介護等のサービスを必要とする場合に、ホームヘルパーを派遣します。

## 短期入所（ショートステイ）の充実

在宅の障害のある人等を家庭で介護することが一時的に困難になった場合や家族の負担軽減のため、短期間入所するショートステイの充実を図ります。

## 日常生活支援および社会参加支援サービスの充実

入浴サービスや福祉機具器材の貸し出しなど幅広い福祉サービスの提供により、障害のある人の日常生活を支援するとともに社会参加の促進を図ります。

- ・生活サポート事業
- ・自動車燃料費の補助
- ・福祉タクシー券助成
- ・バスカード補助
- ・紙おむつ支給
- ・障害者運転免許取得費補助
- ・補装具の交付・修理
- ・住民参加型家事援助サービス（ふれあいサービス事業）の充実
- ・日常生活用具の給付
- ・福祉電話設置
- ・入浴サービス
- ・障害者自動車改造費補助 など

## 経済的な支援の充実

障害のある人やその家族に対し、各種手当等支給により経済的な支援を行います。また、障害者自立支援法によりサービス利用者の1割負担について、所得に応じた負担の軽減を行います。

さらに、障害基礎年金が受けられるよう国民年金への加入促進を図ります。

- ・特別児童扶養手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・在宅重度心身障害者手当
- ・難病患者見舞金の給付 など

## 緊急時の支援

携帯電話や電子メールを利用した「メール119」等の普及を図るとともに、緊急時の支援の充実を図ります。

## 介護保険との連携

介護保険制度による福祉サービスの充実を図ります。また、介護保険サービスと障害者福祉サービスの総合的な利用を進めるため、ケースワーカーとケアマネージャーの連携などによるマネジメントシステムの確立を図ります。

## 移動支援の充実

障害のある人の移動を支援するため、ヘルパー等の利用を支援します。

## 入所施設、通所施設の新制度への移行促進

高齢化や障害の重度化などにより地域での生活が困難な障害のある人の増加に対応した入所施設や障害のある人の状況に応じた通所施設について、日中活動系サービスと居宅系サービスへの移行促進と運営支援を図ります。

## 生活施設の充実

生活ホームに対する事業費補助や家賃補助の充実を図ります。



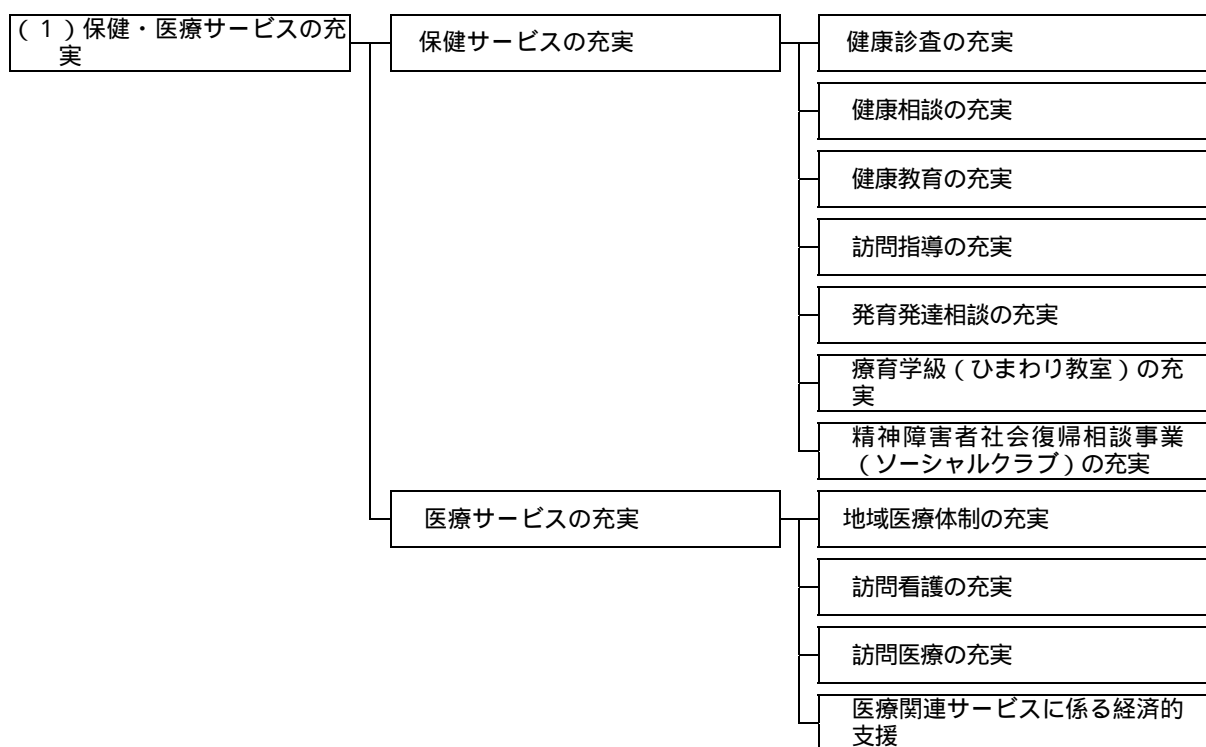
### 3 安心して暮らせる保健・医療を充実する

#### (基本目標)

障害のある子どものそれぞれの個性や能力を伸ばす統合保育の充実を図ります。

また、障害のある人の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、障害の特性に応じたきめ細かい教育を推進します。

#### (1) 保健・医療サービスの充実



#### 保健サービスの充実

市民の健康づくりと生活習慣病を予防するための保健指導の充実を図るとともに啓発活動を推進します。また、健康診査などにより疾病の予防、早期発見に努めます。さらに、障害に応じた適切な保健サービスを実施し、総合的な保健対策を進めます。

#### 健康診査の充実

健康の保持と疾病予防・疾病(障害)の早期発見のため、妊婦・乳幼児健康診査、基本健康診査、がん検診等各種健康診査の充実を図ります。また、健診

を通じた専門相談の充実を図ります。

### 健康相談の充実

健康意識を持ち、行動できる自己管理能力を高めるため、育児相談・健診後の健康相談・栄養相談等健康相談の充実を図ります。

### 健康教育の充実

健康意識を持ち、行動できる自己管理能力を高めるため、母親学級、母と子のつどい、個別健康教育等の充実を図ります。

### 訪問指導の充実

来所での相談が困難な方（母子、成人、高齢者、精神障害のある人等）に対して家庭訪問による保健指導を実施します。

### 発育発達相談の充実

発育発達障害の早期発見・早期支援のため、専門相談を実施します。

### 療育学級（ひまわり教室）の充実

心身の発達に遅れのある乳幼児と保護者に対し、親子がふれあいながらよりよい発育発達を促すため、リズム遊び（音楽療法）、体操等の遊びの指導を行います。

### 精神障害者社会復帰相談事業（ソーシャルクラブ）の充実

精神障害のある人がグループ活動を通して社会生活技術の向上や対人関係の改善を図るため、ソーシャルクラブの充実を図ります。

## 医療サービスの充実

障害のある人一人ひとりの特性や程度に応じた適切な医療サービスが受けられるよう、専門機関との連携を図るとともに、重度の障害のある人などについては、医療給付により経済的な負担の軽減を行います。

### 地域医療体制の充実

障害のある人が地域の中で安定した医療が受けられるように、保健、福祉との連携を強化した地域の医療体制づくりを進めます。特に、重度障害や精神障害など、障害の状況に応じた適切な医療の確保に努めます。

また、関係機関との連携を図りつつ、在宅当番医制、休日夜間診療、病院群輪番制、小児救急医療や精神科救急医療など、緊急時の医療体制の充実を図ります。

### 訪問看護の充実

寝たきり等のため、在宅での看護が必要な障害のある人に対し、訪問看護ステーションが行う訪問看護の充実を図ります。

### 訪問医療の充実

在宅での医療が必要な障害のある人に対し、身近な場所で必要な医療サービスが受けられるよう、地域医師会等との連携の充実を図ります。

### 医療関連サービスに係る経済的支援

自立支援医療や療養介護、重度心身障害者医療費助成、特定疾患医療給付(県事業)など、各種の医療給付等の実施により、経済的支援を行います。

また、医療費支払方法の簡素化を県等と連携を図りつつ検討します。

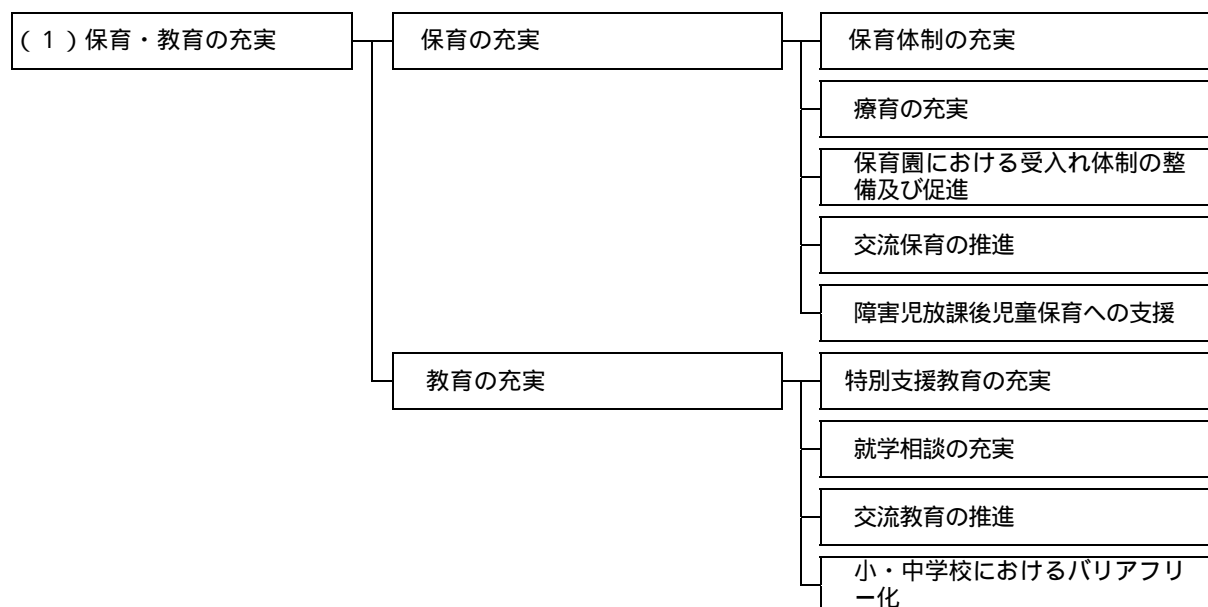
## 4 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

### (基本目標)

障害のある子どものそれぞれの個性や能力を伸ばす保育の充実を図るとともに、通園施設などの療育機能の強化に努めます。

また、障害のある人の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、障害の特性に応じたきめ細かい教育体制を確保します。

### (1) 保育・教育の充実



## 保育の充実

障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち合える統合保育を推進するため、保育園における受け入れ体制の充実や、巡回指導、適正な職員配置を行います。  
また、障害のある子どもの保育を行う施設に支援を行うなど、地域における子育て活動を促進します。

### 保育体制の充実

保育園等における統合保育の充実を図るため、専門医による巡回指導や保育士の研修を実施します。

家庭教育や就学など、それぞれの幼児の障害に応じたさまざまな相談に対し、適正な助言、指導ができるよう、指導力の向上など保育体制の充実を図ります。

### 療育の充実

ことばの遅れを始め、精神発達に心配のある児童や育児不安を持つ親に対し、グループ(グループ『ペンギン』: 1歳6か月～3歳、グループ『はとぼっぼ』: 3歳以上、グループ『ポニー』: 5～6歳)での活動を通して発達を促し、適切な時期に適切なアドバイス、援助を行います。

### 保育園における受け入れ体制の整備及び促進

保育園において障害のある子どもを受け入れるため、保育士の加配や施設のバリアフリー化など体制の整備に努めます。

保育園においては育成保育事業を更に進め、障害のある子どもとの統合保育を行っている民間幼稚園の情報も提供し、障害児保育の充実を図っていきます。

### 交流保育の推進

障害のある子どもとない子どもとの交流会を開催し、ふれあいの場を創造します。

### 障害児放課後児童保育への支援

放課後に保育を必要とする児童を放課後児童クラブで統合保育を行うため、指導員の配置、整備等の保育の充実を図るほか、障害のある子どもの放課後健全育成事業を行う施設に助成を行います。

## 教育の充実

一人ひとりの障害のある子どもの能力を最大限に伸ばすため、就学、進路指導などについてのきめ細かな相談、支援を実施します。また、小・中学校においては、一人ひとりの障害に応じた教育課程の編成や支援の充実を図るとともに、様々な行事を通して、障害のあるなしに関わらず、市民や子どもたちとの交流を推進します。

### 特別支援教育の充実

特別支援教育の充実を図るため、障害の種類や程度に応じた教育課程を編成するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、施設整備の充実を図ります。また、特別支援学級を設置する小・中学校に特別支援学級補助員を配置し、その充実に努めます。

### 就学相談の充実

障害のある児童・生徒が適切な教育が受けられるよう、相談体制の充実を図るとともに保育園や幼稚園などとの連携に努めます。

### 交流教育の推進

通常の学級と特別支援学級の児童生徒が共に学ぶ機会の設定、特別支援学級の児童生徒による学習発表会、作品展の開催などを通して、障害のある子どもへの理解を促進するとともに、交流教育を推進します。

### 小・中学校におけるバリアフリー化

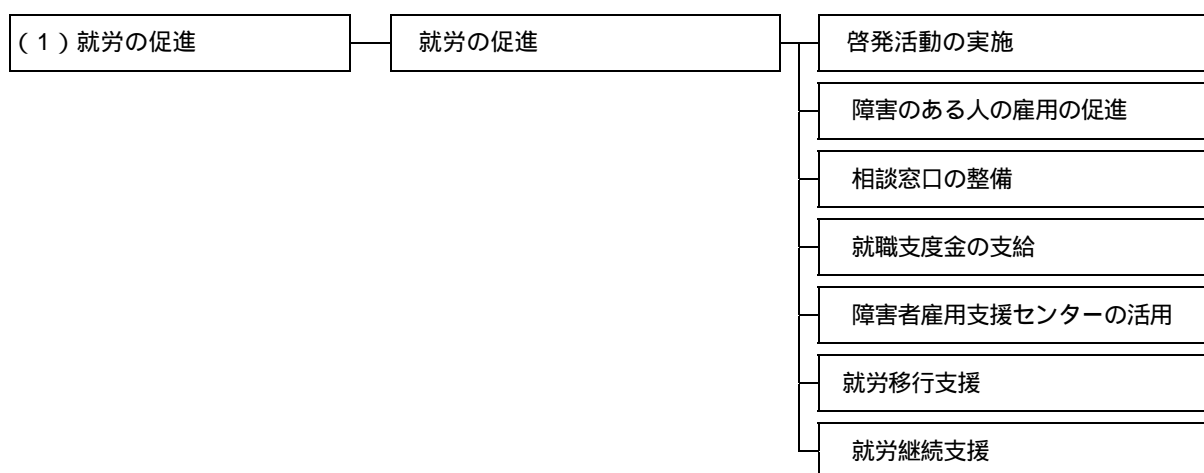
新しく整備する学校については、ユニバーサル・デザインの考え方に基づく整備を推進します。また、既存の校舎や体育館については、大規模改修時に合わせバリアフリー化に努めます。

## 5 地域での自立生活を支える就労の場をつくる

### (基本目標)

障害のある人の就労を促進するため、民間事業者に対し広く障害者雇用を働きかける一方、国や県とも連携して啓発活動を推進します。また、就労相談の充実や情報提供により、幅広い支援を行います。

### (1) 就労の促進



### 就労の促進

障害のある人の自立と社会参加を進めるためには、就労は大切な要件であり、制度的なバリアフリー化を進めるとともに就労に向けた総合的な対策が必要です。事業所における法定雇用率を確保するため、国や県とも連携して啓発活動を推進します。

また、就労移行支援や就労継続支援の充実を図るとともに、障害の程度に応じた多様な就労機会の確保に努めます。

### 啓発活動の実施

県やハローワークとの連携を図りつつ、雇用促進キャンペーンの展開や広報紙などを通じた広報活動を行い、障害のある人の雇用の促進を図ります。

## 障害のある人の雇用の促進

法定雇用率の達成に向けて企業等に対して様々な働きかけを行うとともに、啓発活動の充実を図ります。

また、就労移行支援、就労継続支援の充実を図ります。

## 相談窓口の整備

県等と連携を図りながら障害のある人の創業・起業などへの支援、NPO(特定非営利活動法人)化への支援など、相談体制の充実に努めます。

また、内職相談などを行う相談窓口の整備・充実を図ります。

## 就職支度金の支給

就労に係る施設の入所及び通所者が就職等により自立する際に、就職支度金を支給します。

## 障害者雇用支援センターの活用

国、県、県西部8市の補助金で運営されている「埼玉県西部地域障害者雇用支援センター」(川越市)の有効活用により、就労の促進を図ります。

また、朝霞市としても職業相談や就労に関する支援などを行なう、障害者就労支援センターの設置について検討します。

## 就労移行支援

就労を希望する障害のある人に対して、多様な働き方を尊重するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のため、必要な訓練等の実施を支援します。

## 就労継続支援

雇用に基づいて知識や能力の向上のために訓練等を行ったり、一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供するなどサービスの利用を支援します。



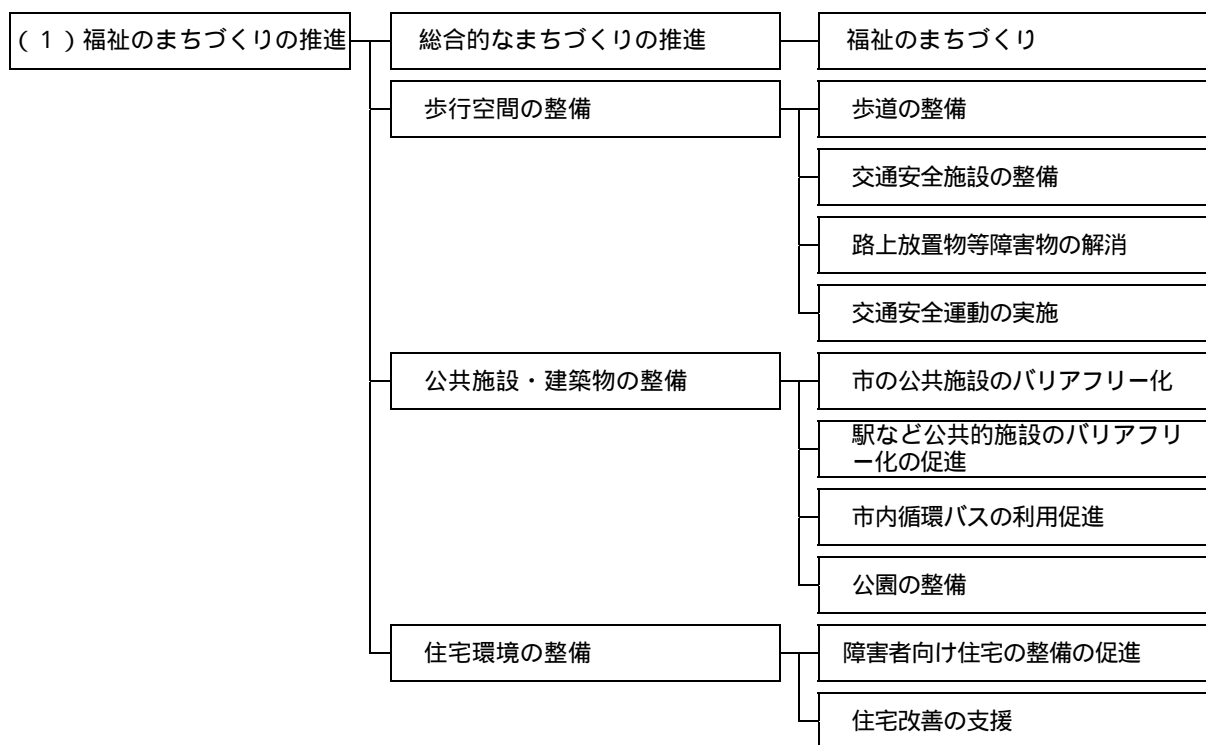
## 6 安全安心で、快適なまちをつくる

### (基本目標)

障害のある人の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、駅、建築物など生活環境面での物理的な障壁の除去に努めます。

また、災害時要援護者である障害のある人を、災害や犯罪、事故から守るため、地域の防犯・防災対策の強化を図るとともに、災害や犯罪を予防する基盤づくりを推進します。

### (1) 福祉のまちづくりの推進



### 総合的なまちづくりの推進

障害のある人を含めてすべての市民が、安心して暮らせる、住みやすい地域社会をつくるため、障壁のない生活空間づくりに努めます。

### 福祉のまちづくり

「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、道路、公園、建築物など生活関連施設のバリアフリー化を推進し、障害のある人に配慮されたまちづくりを行います。

## 歩行空間の整備

障害のある人にとって、安全確保の視点からも、歩行空間の整備は重要であり、道路の拡幅を推進し、歩道と車道の分離や段差解消など、道路状況に応じた整備を進めます。

また、通行の安全を阻害する駅周辺の放置自転車の撤去や路上放置物などの解消を促進し、快適な環境整備を進めます。

## 歩道の整備

歩行者の安全確保のため、歩道と車道の分離、道路拡幅、交差点における歩道と車道の段差解消など、バリアフリー化された歩行空間の整備を推進します。

また、新設道路については、歩道フラット化（歩車道境界ブロック等による歩道と車道の分離）を進めます。

## 交通安全施設の整備

視覚障害のある人の安全確保のため、エスコートゾーンや音声誘導装置などの設置を推進するとともに、反射鏡や道路照明灯の設置場所などについて障害のある人へ配慮します。

また、信号機の設置については、分離型信号の導入を進めます。

## 路上放置物等障害物の解消

安全で快適な交通環境を整備するため、放置自転車や障害物の撤去、駅前での指導を充実します。

## 交通安全運動の実施

交通安全の普及・啓発活動として、交通安全運動（年4回）を実施し、交通事故による障害の発生を抑制します。

## 公共施設・建築物の整備

障害のある人を含めた多数の人が利用する公共施設等については、段差の解消やエスカレーターの設置、障害のある人用トイレの設置、盲導鈴（誘導チャイム）や点字案内板の設置など、障害のある人が利用しやすいようにバリアフリー化を進めます。

### 市の公共施設のバリアフリー化

障害のある人を含めた多くの人が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。また、新たに整備する施設については、ユニバーサル・デザインの考え方に基づく整備を推進します。

### 駅など公共的施設のバリアフリー化の促進

駅などの公共的施設については、その事業者に対して障害のある人が利用しやすい施設にするよう、バリアフリー化を要請します。

障害のある人を含め多くの人が利用する駅については、エレベーターや車いす対応のエスカレーターの設置などを促進します。

### 市内循環バスの利用促進

障害のある人などが利用しやすいノンステップまたはワンステップ型の低床型バスの導入を促進するとともに、利用の促進を図ります。

### 公園の整備

公園については、障害のある人用トイレ、スロープ、車止めなど、障害のある人に配慮した付帯施設の整備、改修を推進します。

また、住民に憩いと安らぎの場を提供する公園を整備します。

## 住宅環境の整備

住宅は地域の生活の基礎となる空間であり、段差の解消や手摺の設置など、障害に応じたバリアフリー仕様の導入により、障害のある人が暮らしやすい住宅の整備、建設を促進するため、相談窓口や融資・助成制度を充実させ、住宅改善に係る支援を行います。

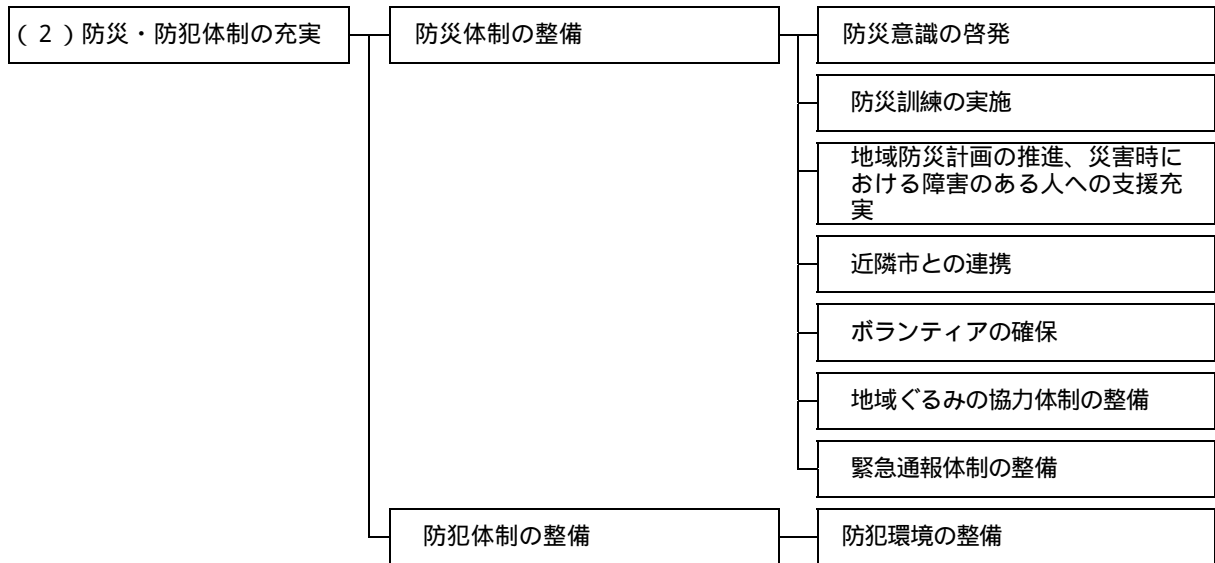
### 障害者向け住宅の整備の促進

住宅改善に対する理解の促進を図り、障害のある人などに配慮した構造や仕様への改修を促進するとともに、ユニバーサル・デザインの考えの普及を図ります。

### 住宅改善の支援

障害のある人に利用しやすいよう浴室や玄関、トイレなどの改修を促進するため、重度障害者住宅改善費補助や個人住宅リフォーム資金、埼玉県障害者福祉資金の貸付などの経済的支援を行います。

## ( 2 ) 防災・防犯体制の充実



### 防災体制の整備

障害のある人が、地域の中で安心して生活するには、十分な防災対策が必要です。

このため、防災講演会などを通じて、防災知識の普及を図るとともに、災害発生時に冷静に行動できるよう、障害のある人の参加による地域防災訓練を行います。

また、災害時要援護者対策の組織を整備して、医療関係者や近隣市などとの連携を強化し、災害時要援護者が必要とする支援体制の整備を進めます。

なお、障害者情報の整備については、個人情報の保護に配慮しつつ充実を図ります。

### 防災意識の啓発

広報紙、あさか防災ガイド&マップ、パンフレットなどにより、防災思想の幅広い広報・普及活動を行い、障害のある人を含む市民意識の高揚を図るとともに、講演会の実施や、防災学校を開催します。

### 防災訓練の実施

障害のある人を含む市民の参加により防災訓練を実施し、防災意識の普及や非常時の対応方法について、習得を図ります。

## 地域防災計画の推進、災害時における障害のある人への支援充実

突発的、複合的な災害にも対応できるよう、適宜地域防災計画の見直しを行い、自力避難が困難な障害のある人等への支援、特別な支援が必要な障害のある子ども（人）への配慮を行うとともに、避難場所等における投薬などの確保を図ります。また、避難場所についても、社会福祉施設等を障害のある人用の避難場所として活用していくよう、市全体を挙げて取り組んでいくよう努めます。

## 近隣市との連携

災害発生時における近隣市との連携体制（広域的取り組み）の強化に引き続き努めます。

## ボランティアの確保

災害時に福祉に関する専門技術を持ったボランティアを確保できるよう、各種団体と連携を図ります。

## 地域ぐるみの協力体制の整備

町会や自治会単位の地域住民による自主防災組織づくりを進めるとともに、その活動への支援を行います。また、避難生活が長期化する場合には、自主防災組織を中心とした避難場所の運営ができるようその育成を図ります。

## 緊急通報体制の整備

防災行政無線の固定局を設置し、地域ごとの緊急通報体制の整備を推進します。

## 防犯体制の整備

障害のある人が、地域の中で安心して安全な生活を送るためには、十分な防犯対策が必要です。

障害のある人を含めたすべての市民の安全確保のため、防犯環境の整備を進めます。

## 防犯環境の整備

防犯意識の高揚を図るとともに、防犯推進計画を基に、防犯灯の整備を図ります。また、緊急連絡網の整備に努めます。





## 第5章 計画の推進



## 第5章 計画の推進

---

### (1) 推進体制の確立

障害者施策は、福祉や保健・医療などの分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般の幅広い範囲に及び、また、障害の種類や程度、ライフステージに応じたきめ細かな対応が必要となります。

このため、市民参加による推進組織である「障害者プラン推進委員会」による推進を図ります。

### (2) 計画の評価と見直し

障害者施策の満足度評価をアンケート調査や障害者団体との協議、推進体制による協議等により継続的に実施し、計画の評価を行いその推進に努めます。評価に当たっては、「障害者プラン推進委員会」による調査・検証を踏まえつつ行うものとします。

また、社会環境等の変化に応じて、柔軟に計画の見直しを行います。

### (3) 広域連携等

障害者施策は、広域で行っている事業もあり、市民も他市に立地する施設を利用していることもあり、広域的な視点で取り組まなければならないことも多々あります。このため、国や県、近隣市と連携していく必要があります。単独では実施が困難な施策については、積極的に連携を図り、サービスの充実に努めます。

### (4) 市民等との協働

各施策を効果的に実施していく上で、市民の協力はもとより、市と関係機関等との協力体制は不可欠であり、地域社会と関係機関（福祉施設、医療機関、教育機関、保健所、社会福祉協議会、ボランティア団体、障害者関係団体、事業者など）との連携を強化するとともに、障害者施策の推進に向けて障害のある人を含むすべての市民の主体的な参画を促進します。

このため、地域福祉計画と連動しながら、市民参画による福祉社会づくりを進めるとともに、社会福祉協議会を中心に小地域活動支援ネットワークの充実に促進します。社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図ります。

